

第 6 回

熊本県議会

# 農林水産常任委員会会議記録

令和5年2月24日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

# 第6回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和5年2月24日(金曜日)

午前9時58分開議  
午前11時3分休憩  
午前11時8分開議  
午前11時57分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第11号)
- 議案第7号 令和4年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第8号 令和4年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第23号 工事請負契約の締結について
- 議案第24号 工事請負契約の締結について
- 議案第25号 工事請負契約の変更について
- 議案第27号 専決処分の報告及び承認について
- 報告第3号 一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出について

出席委員(8人)

- 委員長 西山宗孝
- 副委員長 島田稔
- 委員 前川收
- 委員 小早川宗弘
- 委員 磯田毅
- 委員 緒方勇二
- 委員 河津修司
- 委員 城戸淳

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

- 部長 竹内信義
- 政策審議監 阪本清貴

- 生産経営局長 楮本亮治
- 農村振興局長 清藤浩文
- 森林局長 大岩禎一
- 水産局長 渡辺裕倫
- 農林水産政策課長 徳永浩美
- 団体支援課長
- 兼水産振興課政策監 加藤栄一
- 流通アグリビジネス課長 藤由誠
- 農業技術課長 高野真
- 政策監 武田好文
- 農産園芸課長 池田健三
- 畜産課長 鬼塚龍一
- 農地・担い手支援課長 中島豪
- 首席審議員
- 兼農村計画課長 青木公平
- 農地整備課長 永田稔
- むらづくり課長 吉住俊郎
- 技術管理課長 伊藤寿朗
- 森林整備課長 笹木征道
- 林業振興課長 廣田邦彦
- 森林保全課長 中尾倫仁
- 水産振興課長 森野晃司
- 漁港漁場整備課長 植野幹博
- 農業研究センター所長 下田安幸

事務局職員出席者

- 議事課主幹 平江正博
- 政務調査課主幹 内布志保美

午前9時58分開議

○西山宗孝委員長 それでは、ただいまから第6回農林水産常任委員会を開会します。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、次第に記載のとおり、執行部を前半と後半の2つのグループに分けて、それぞれのグループごとに執行部の説明及び質疑を行います、全ての質疑が終了した後に採決を行いますので、よろしくお願ひします。

また、委員会はインターネット中継が行われておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいよう、マイクに向かって明瞭に発言をいただくようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔をお願いいたします。

最初に、竹内農林水産部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○竹内農林水産部長 本日もよろしくお願ひ申し上げます。

今定例会に提案しております議案の説明に先立ち、3点御報告させていただきます。

まず、有明海におけるノリ養殖への被害とその対応についてです。

最強寒波と言われた強い冬型の気圧配置がもたらした1月24日の暴風雪により、県内複数の漁場において、ノリ網や養殖支柱の破損が確認され、その被害額は、今月14日までの速報値で、約3億6,000万円となっております。

県では、被災直後から、熊本県漁業協同組合連合会、関係市町と連携して現地調査を実施するとともに、農林水産大臣政務官による現地視察や有明海沿岸4県漁連、漁協による水産庁への要望活動に同行するなど、これまでに例のない災害に対して、国による支援が必要であることを、関係団体と連携して、国に働きかけております。

こうした中、今期の乾ノリは、ノリ不足の影響もあって高値での取引が続いており、2月14日の第6回入札会までの県全体の落札金額累計は、99億円余りで、対前年比104.6%と好調です。この好調を維持するためにも、漁場環境の保全が急務であり、国の支援を待

つことなく、被災養殖施設の撤去を県において支援することといたしました。今後とも、漁業者や関係市町と連携し、しっかりと取り組んでまいります。

2点目は、鳥インフルエンザの防疫対策についてです。

昨年10月に、岡山県と北海道で、今シーズン初めてとなる家禽の鳥インフルエンザが発生して以降、全国25道県で76事例が確認されており、九州・沖縄では、本県以外の7県全てで発生が確認されております。

なお、本県では、2月2日に確認された茨城県の事例において、天草市の農場が関連農場となり、保有するホロホロ鳥のひなが疑似患畜扱いとなりました。同日中に、速やかに殺処分及び防疫措置を行い、飼育中のその他の家禽についても、2月19日までに陰性を確認し、移動制限を解除いたしました。今後も引き続き、養鶏農家や関係機関と緊密に連携し、緊張感を持って防疫体制を維持してまいります。

最後は、純県産アサリを守り育てる取組についてです。

今週月曜日、2月20日に、熊本県産あさりブランド再生協議会の最後となる会合を開催いたしました。昨年2月1日の県産アサリ出荷停止宣言から1年間、関係機関との連携と当農林水産常任委員会をはじめとした県議会の御理解の下で、デジタル技術によるトレーサビリティシステムを活用した熊本モデルの構築と熊本県産あさりを守り育てる条例の制定により、純粋な県産アサリを消費者の皆様にお届けすることができるようになり、漁業者の所得向上にもつながっております。

今期は、県内の漁場で昨年より多くのアサリ稚貝が確認されており、漁獲量増への期待も高まっております。販売協力店もさらに広がり、4月から6月の漁獲ピークに向けて、全国への流通も期待されます。今後とも、産

地偽装アサリの一掃、徹底的な調査、取締り、純粋な県産アサリの流通戦略、この3原則に沿って、全庁を挙げて対応してまいります。

それでは、今回提案しております議案等の概要について御説明いたします。

補正予算関係が3件、条例等関係が4件、報告関係が1件となっております。

まず、補正予算関係では、国の総合的なTPP等関連政策大綱や防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく施策のほか、物価、原油高騰の影響により経営が圧迫されている農林水産業者に対する支援などによる増額補正と事業費確定や国土強靱化予算の国庫内示減による減額補正を合わせ、総額で68億円余の減額補正を提案しております。

これにより、補正後の今年度の現計予算額は、一般会計、特別会計を合わせて860億円余となります。

次に、条例等関係では、工事請負契約の締結、変更3件に加え、漁業取締り船による衝突事故に係る専決処分等の報告及び承認を提案しております。

また、報告事項として、県出資法人の経営状況報告が1件ございます。

以上が今回提案しております議案の概要です。

詳細につきましては、この後、担当課長から順次御説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○西山宗孝委員長 次に、付託議案等について、担当課長から資料に従い順次説明をお願いいたします。

○徳永農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会説明資料、令和4年度2月補正予算及び条例等関係について説明さ

せていただきます。

3ページをお願いします。

令和4年度2月補正予算総括表でございます。

左から3列目の欄、補正額(B)欄の一番下の合計のとおり、農林水産部の2月補正合計額は、68億1,800万円余の減額補正となっております。2月補正後の予算総額は、計(A)プラス(B)欄の一番下の合計のとおり、860億9,500万円余となっております。

各予算の内容につきまして、この後、各課から主なものについて御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

農林水産政策課の補正予算でございます。

一番上の段の農業総務費のうち、2段目の職員給与費につきましては、今年度の人事異動等に伴う減に基づき、給与費を確定させるため、補正を行っています。

今回、このような職員の人件費に係る補正予算が度々出てまいりますが、いずれも同様の理由ですので、各課の分も含めまして、説明は省略させていただきます。

その下の段、農政企画推進費の説明欄1、グローバル農業交流推進事業につきましては、バリ州との技術交流等の事業ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により減額しているものです。

2、くまもと農林水産業“事業再輝”支援事業につきましては、コロナ禍の影響を受けた事業者の農林水産業への転換等を支援するものですが、事業費確定に伴い減額するものです。

恐れ入りますが、少し飛びまして、63ページをお願いいたします。

令和4年度2月補正予算における令和4年度繰越明許費の設定でございます。

令和4年度繰越明許費につきましては、9月及び12月議会にて御承認いただいたところですが、今回経済対策分などを追加し、追加後は、補正後設定額の欄の一番下、合計のと

おり、538億7,700万円余として提案しております。

農林水産政策課は以上でございます。

○加藤団体支援課長 団体支援課でございます。

資料5ページをお願いいたします。

5段目の農業近代化資金等助成費及び6段目の農業信用基金協会出資金の減額につきましては、いずれも貸付実績による減額となります。

最下段の認定農業者等育成資金助成費の減額につきましては、県低利預託基金貸付金において、国からの融資枠配分が要望額を下回ったことに伴う減額となります。また、令和5年度当初から貸付けできるよう、債務負担行為の設定をお願いするものです。

下の1段目、経営対策資金助成費は、新型コロナウイルス対策経営安定資金の貸付実績により、国のコロナ対策臨時交付金の返還が生じないように、財源の一部を更正したものです。同様に、林業及び漁業も財源更正しております。

2段目の国庫支出金返納金は、農業改良資金に係る国庫補助金の返納分が予定を下回ったことによるものです。

4段目の農業共済制度等普及推進費は、収入保険の保険料軽減等に伴う熊本県農業共済組合への助成です。

現在の加入状況は、3,440経営体を超え、目標の97%を達成しました。来年度は、事業の集大成として、野菜、花卉、果樹や法人にターゲットを絞り、重点化した加入促進に努め、産地のリスク対応力の強化を図ってまいります。

最下段の林業金融対策費は、説明欄1の林業振興資金貸付金の貸付実績による減額となります。

7ページをお願いします。

最下段の金融対策費について、説明欄の1

及び下の2に掲げる事業は、いずれも貸付実績による減額となります。

9ページをお願いします。

林業改善資金特別会計です。

3段目の林業・木材産業改善資金貸付金は、貸付実績による減額となります。

最下段の債務負担行為は、木材産業等高度化推進資金貸付金を令和5年度当初から貸付けできるよう設定をお願いするものです。

11ページをお願いします。

沿岸漁業改善資金特別会計です。

2段目の沿岸漁業改善資金貸付金は、貸付実績による減額となります。

団体支援課は以上です。

○藤由流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

12ページをお願いいたします。

上から3段目、農産物流通総合対策費の説明欄を御覧ください。

説明欄の1、地域未来モデル事業は、地方創生推進交付金を活用いたしまして、県内の食の関連企業が取り組む施設整備費等補助になりますが、この事業費確定に伴う減額補正となります。

また、2、6次産業化総合支援強化事業は、6次産業化に向けて農林漁業者が取り組む施設整備に係る全額国庫の補助事業でございますが、こちらも事業費確定に伴う減額補正となります。

3、熊本県水産製品製造等緊急支援事業は、食品衛生法の改正に伴い、令和6年5月までの営業許可取得が新たに義務づけられており、そのために必要な施設整備を行う雑節やシラス干し製造といった水産製品製造業者等に対する助成事業です。

助成額は、1事業者当たり事業費の2分の1、上限500万円の補助で、事業の財源にはコロナ臨時交付金を活用させていただくものでございます。

13ページをお願いいたします。

ブランド確立・販路対策費の説明欄1、学校給食の充実に向けた地産地消推進支援事業は、国の経済対策を活用いたしまして、学校給食における地場産物の活用等に要する費用について、1市町村当たり最大100万円まで定額支援を行うものでございます。

流通アグリビジネス課は以上でございます。

○高野農業技術課長 農業技術課でございます。

14ページをお願いします。

4段目の農業改良普及推進費の説明欄のスマート農業導入加速化事業は、事業費確定に伴う減でございます。

7段目の肥料取締事業費の説明欄1の肥料価格高騰緊急支援事業は、農業者の肥料コスト増加分の一部を助成する事業ですが、価格高騰率が当初見込みを下回ったため、不要分を減額するものでございます。

なお、事業は、次年度へ繰り越して実施し、春に施肥する肥料の分まで助成する予定でございます。

説明欄2の国産肥料安定供給支援事業は、堆肥等を用いた混合肥料を開発する事業で、事業費確定に伴う減でございます。

15ページをお願いします。

2段目の土壌保全対策事業費の説明欄1の環境保全型農業直接支払事業から5の国際水準GAP認証取得緊急応援事業までの5つの事業については、事業費確定に伴う減でございます。

次のページをお願いします。

説明欄6の熊本型みどりの食料システム戦略緊急対策事業は、市町村が地域ぐるみで有機農業を推進するなど、持続的な食料システムの構築を支援する事業で、国の令和4年度経済対策に対応し、次年度へ繰り越して実施するものでございます。

2段目の説明欄の1の熊本型特別栽培農産物認証業務と2の地下水と土を育む農畜産物等認証業務は、年度当初から円滑な認証ができるよう、債務負担行為を設定するものでございます。

最下段の病虫害発生予察事業費の説明欄の2の病虫害発生予察事業費は、ミカンコミバエの初動防除などの経費でございますが、今年度は県内での発生がなかったことから減としております。

17ページをお願いします。

3段目の管理運営費の説明欄2の農業研究センター管理運営費は、燃料等の価格高騰に伴う増です。

3の農業研究センター感染予防対策整備事業は、事業費確定に伴う減でございます。

次のページをお願いします。

最下段の試験研究費の説明欄1の耕種部門試験研究費は、燃料等の価格高騰に伴う増です。

2の外部資金委託研究費は、受託試験の減少による減額でございます。

19ページをお願いします。

4段目の試験研究費の説明欄の畜産部門試験研究費は、燃料等の価格高騰に伴う増でございます。

農業技術課は以上です。

○池田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

20ページをお願いいたします。

4段目の農作物対策費の説明欄2、経営所得安定対策等推進事業は、令和4年度の経済対策に対応するものでございまして、水田の畑地化を促進するため、畑作物の産地化に向けた地域段階の取組に対する助成でございます。

具体的には、畑作物の産地づくりに向けた団地化やブロックローテーションの体制構築のための調整や畑地化に伴う土地改良区の地

区除外決済金等への助成でございます。

その下、3番、脱炭素型施設園芸緊急対策事業は、重油使用量の削減につながるヒートポンプ等の省エネ機器の導入及び木質バイオマス加温機用の木質バイオマスの安定供給支援に対する助成でございます。

21ページをお願いします。

1段目の米麦等品質改善対策事業費の説明欄2、県産麦安定生産体系構築支援事業は、食料安定供給に資する小麦の高品質産地づくりの取組及び圃場の排水対策に必要な機械導入に対する助成でございます。

その下、3、麦・大豆生産技術向上事業は、麦、大豆の生産体制強化に向けて団地化の推進や営農技術及び機械の導入等を行う生産者団体に対する助成で、令和4年度の経済対策に対応するものでございます。

22ページをお願いします。

1段目、野菜振興対策費の説明欄1、野菜価格安定対策事業は、野菜価格の安定のため、市場価格が下落した場合に補給金を交付するための資金造成でございます。

本年度の必要造成額が確定したことに伴います減額でございます。

その関連で、最下段は、同事業の支払い保証に必要な債務負担限度額の増額変更でございます。

説明欄の3、攻めの園芸緊急生産対策事業は、物価高騰の影響を受けた農業者等の省力、省エネ効果のある機械の導入や施設の整備に対する助成でございます。

23ページをお願いします。

2段目の生産総合事業費の説明欄の1、強い農業づくり支援事業及び2、産地パワーアップ事業は、生産性や収益性の向上に向けた施設や機械等の導入に対する助成で、事業費確定に伴う減でございます。

その下の3、産地パワーアップ事業は、令和4年度の経済対策に対応するものでございます。

最下段、水田営農活性化対策費の説明欄、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業は、麦の生産拡大に必要な機械導入に対する助成でございます。

県産麦については、他の事業も含め、生産安定と生産拡大をしっかりと支援してまいります。

農産園芸課は以上でございます。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

24ページをお願いいたします。

4段目の畜産総合対策事業費でございます。

説明欄の畜産クラスター事業は、国が経済対策として補正予算を措置したことを受けて、県においても予算化をお願いするものでございます。

その下段、畜産振興対策事業費でございます。

説明欄の1、配合飼料価格高騰緊急支援事業は、事業費確定に伴う減額を、2、熊本酪農飼料自給力向上緊急対策事業は、事業費の財源の一部を更正するものでございます。

25ページをお願いします。

1段目、畜産生産基盤総合対策事業費でございます。

説明欄1、家畜改良増殖総合対策事業は、県有種雄牛を一元管理している種雄牛管理センターで購入する飼料等の価格高騰分を増額するものでございます。

債務負担行為の追加でございます。

説明欄の家畜改良増殖総合対策事業は、肉用牛の種雄牛造成や改良、組織の育成強化を行うもので、4月から業務を委託する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

2段目、畜産経営安定対策事業費でございます。

説明欄1、家畜畜産物価格安定対策事業は、肉用子牛、肉豚、鶏卵の価格変動による

農家の損失を補填するための基金造成に対する助成ですが、事業費確定に伴う減額を計上するものでございます。

3の畜産総合対策事業は、共同利用施設整備を実施する団体等に対し助成するものでございます。

待ち受け予算として確保しておりましたが、本年度は要望がなかったため、減額計上しております。

26ページ、債務負担行為の追加でございます。

説明欄の畜産経営技術高度化推進事業は、畜産農家に対して経営技術の総合支援を行うもので、4月から業務を委託する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

2段目、循環型耕畜連携体制強化事業費でございます。

説明欄1、環境保全型農業総合支援事業、2、自給飼料増産総合対策事業は、事業費確定に伴い減額を計上するものでございます。

3、耕畜連携飼料増産推進モデル事業は、国産飼料の増産を図るため、耕畜連携による飼料の生産、調整及び堆肥の利用に取り組む耕種農家等集団に対する助成を行う事業でございます。

3段目、畜産物市場流通戦略対策事業費でございます。

説明欄1、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業は、畜産農家、処理施設、輸出業者等で構成するコンソーシアムが行う輸出先でのプロモーション活動と畜産物の輸出拡大の取組に対する助成を行う事業でございます。

27ページをお願いします。

説明欄2、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業は、畜産物の輸出拡大を図るために必要となる畜産物処理加工施設の機能高度化に対する助成であり、ロングライフ牛乳の輸出拡大を図るために必要な充填機の機能向上を支援するものでございます。

3、「くまもと黒毛和牛」トップブランド戦略対策事業は、同じ事業を前年度の補正予算で実施したため、皆減となるものでございます。

28ページ、家畜衛生・防疫対策事業費でございます。

説明欄1、畜産防疫体制強化事業、2、野生イノシシ豚熱検査体制強化事業は、事業費確定に伴い減額を計上するものでございます。

畜産課は以上でございます。

○中島農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

29ページをお願いします。

2段目の農村地域農政総合推進事業費、説明欄の1及び2の事業は、農地集積に向けた市町村や農業公社等の取組に対する助成でございます。

農地集積協力金や人・農地プラン策定事業などの事業費確定に伴う減と一部財源を国庫から基金繰入れへ更正するものでございます。

その下、3及び4の事業は、担い手や地域営農組織の法人化や経営力向上を支援するものでございます。

いずれも事業費が確定し、減額するものでございます。

下のページ、債務負担行為の追加は、農業法人に係る支援と認定農業者の認定に関する2つの委託業務について、年度当初から取り組むため、債務負担行為を設定するものでございます。

2段目の農業委員会等振興助成費は、農業委員等の事業推進に対する助成ですが、国庫内示減及び事業費の確定に伴う減額でございます。

最下段の農業改良普及推進費は、説明欄の初期投資促進事業、国の経済対策で措置された新規事業でございます。本年度から実施し



ている経営発展支援事業と同様に、就農時に必要となる機械、施設等の導入を支援するものでございます。

31ページをお願いします。

1段目の説明欄2及び3の事業は、就農前及び就農直後の給付金交付や就農時の初期投資を支援する経営発展支援事業等に要する経費ですが、いずれも事業費確定に伴う減額でございませう。

2段目の新しい農業の担い手育成費の説明欄の2、新規就農者ハウス継承緊急支援事業は、経営継承のマッチング後に、研修機関が就農者に貸し出すハウス整備に対して助成する事業でございませう。

最下段の農業構造改善事業費、説明欄の1及び2の事業は、担い手の農業用機械や施設等の導入に対し助成する事業でございませう。

1の担い手確保・経営強化支援事業は、国の経済対策として新たに措置されたものでございませう。

2の農地利用効率化等支援交付金事業は、今年度の通常事業ですが、国庫内示減に伴う減額でございませう。

下のページ、3段目の農業大学校費、説明欄の2、実践力強化研修教育高度化事業は、国の経済対策により措置されたもので、スマート農業に対応したICT教育に必要な環境の整備やJGAP取得に必要な設備の導入に要する経費でございませう。

農地・担い手支援課は以上でございませう。

○池田農産園芸課長 農産園芸課でございませう。

74ページをお願いいたします。

報告第3号、一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出についてでございませう。

内容につきましては、次の75ページをお願いいたします。

法人の設立目的は、1、基本情報、(1)の

とおり、果実の安定的な生産出荷の推進、果樹農業者の経営の支援などを実施し、本県果樹農業の発展を図ることでございませう。

次に、2の決算の概要についてです。

(1)に、今決算期の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなります当期の正味財産増減額は、右下のとおり158万6,000円余の増となっており、おおむね計画どおりに事業は実施されております。

次のページをお願いします。

3の事業実績等についてです。

まず、果樹経営支援対策事業は、優良品目や品種への改植や小規模園地整備などを支援する事業でございませうが、令和3年度は129ヘクタールで実施され、補助金2億3,309万円余が交付されてございませう。

次に、イの果樹未収益期間支援事業は、優良品目、品種への改植、新植した際の未収益期間の経費を支援するものでございませうが、令和3年度は、96ヘクタールで実施され、2億1,045万円余が交付されてございませう。

最後に、ウの推進事業は、早期成園化や育苗の効率化のための大苗育苗の展示圃設置を支援するもので、136万円余が交付されてございませう。

農産園芸課は以上でございませう。

○西山宗孝委員長 以上で前半グループの説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思ひます。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をください。

なお、本日は先議の委員会でもありますので、付託議案を中心に、できるだけ簡潔に質疑応答をいただきますようお願いします。

それでは、質疑ございませうか。

○前川収委員 6ページをお願いします。

団体支援課であります。収入保険の御説明をいただきました。加入しやすいように、最初の入り口を下げて、そして加入促進に努めてきたということで、目標の97%が達成できたという話でありました。3,440経営体ですかね、加入いただいたと。そもそも、目標設定がどのくらいだったのかがよく分からないんですけれども、いずれにしても、熊本県、コロナ対策で、この収入保険に加入する際の一時金を補填いただいたということでありましたが、その補填効果というんですかね、がどのような形で、もちろんこの数字がそのとおりなんでしょうけれども、どう現れているのかということをしっかり検証しなきゃいけないというふうに思っています、そのことについて、今何か所見があればお話ししていただければありがたいというふうに思っています。

というのが、収入保険の見直しがたしか来年か再来年ですかね、5年やった後に見直すという話でありました。私は、農林水産省に直接言いに行ったことがあって、収入保険そのものはとてもいい制度なんだけれども、一番最初の加入時にとても高くて入りにくいから、最初に安くしてくれればたくさん加入者が増えて、保険としては充実するんじゃないかと。保険そのものはとてもいい制度だけれども、最初の入り口を何とかしてほしいという話をさせていただいたことを覚えています。実際にそうさせていただきました。

ただ、そのときは、5年間の経過を見た上で次の判断をしますということでありましたが、5年を待たずして、熊本の場合は、最初の入り口を下げていただいたと。そして97%という結果が出たということについては、やっぱりきちっと検証して、国にお伝えをいただきながら、次の見直しに反映していただくことをぜひやってもらいたいなというふうに思っていますので、それがまず第1点です。

あわせて、収入保険がどこまで入ってらっしゃるのかというのはよく分からないんですけども、昨今の飼料の高騰分は収入保険で賄えるのかなというふうに思っていました。つまり、畜産関係の農家がこの収入保険にも加入していただいているのであれば、補填事業は補填事業として見ながらも、発動できるような収入になっているということが仮にあれば、収入保険が発動されて農家の助けになると、それが目的ですからね、そもそも。それはどうなのかがちょっと分からないので教えてください。まず第1点はその点であります。

続けていいですか。

○西山宗孝委員長 はい。

○前川収委員

それともう1つは、水田利用で畑作に使っているところがずっとあって、これを、経過措置を含めてですけれども、5年以内に見直さないと、水田何とか奨励金かなんかが出なくなるということです。それについては、私の地元の畜産農家はとても大きな不安を持っています、今でも、飼料畑として——実は畑じゃないんですね、田なんですけれども、飼料を作るために田んぼを活用なさってらっしゃいます。それが水を張ってあげないと使えなくなるというんですかね、補助金が取れなくなるという状況について、大きな危機感を持っていらっしゃいます。

ここにも今出てますように、経過措置をつくってあるということではありますが、果たしてその経過措置にきちっと乗って納得しながら、それは畑地化していくのか、田んぼとして使うから諦めるのか、幾つかの選択肢があると思いますが、それはきちっと農家に伝わっていて、それがどう取れんされていくのか、そういう見通しについてどうお考えなのかをぜひ聞きたいと思ひますし、いずれにし

ても、後でもちょっと関連するんですけども、今の国際情勢を見れば、飼料の高騰というのは、もうとんでもない話になっていて、これ多分当面高値安定という話になるんじゃないかというふうに思っています。そうなったときに、自給飼料、自分ちで作る飼料をどうやって確保するかというのが現状の大きな課題です。当然自給飼料100%にすることは、これは不可能です。日本の国土面積でいえば不可能けれども、それをいかに少しでも自給飼料を増やしていくかというのは、一番大きな今のトレンドだと思うんですけども、そのトレンドをトレンドとしながらも、一方では、田んぼは駄目だと。飼料を作るなどとは言っていないけれども水を張れと言われて、今までと違う制度が入ってくるということでもあります。当然制度としては、今の飼料高騰の状況の前からこの制度というのは生まれてきていて、考えられてきたんだろうとは思いますが、現状のような緊急事態の中であって、やっぱりこれを前に進めなければならぬのかというのは、非常に私は疑問でありまして、我々の感覚から見れば、田んぼも畑も農地は農地でありますから、水を張って田んぼにしると、田んぼで何を作るかということ、米なんですけれども、お米は余っているというのが現状でありますから、それをしっかり戻せというのがどうしても政策として整合しないんじゃないかなというような感覚を私自身は持っておりますので、ぜひそのような形の内容がどうなっているのか教えてください。

あわせて、飼料の話です。もう今言いましたとおり、飼料は非常に厳しい環境であります。自給飼料をどうやって増やすかということと同時に、今の状況をどうしのいでいくかということでもあります。

飼料については、前年対比で上がった分を補填していくという制度がありますが、既にもうそれは、高値安定であれば去年と今年と

同じ上がったままであれば、制度としては成り立たないし、農家にとっては補填が行かない、高いままという形になりますから見直しが必要だというふうに思います。こういう国際情勢の中で、飼料が安くなるという見通しはなかなか立たない環境だと思いますので、その点について、今これは国も含めた動きだと思いますけれども、ぜひその点についてどうお考えなのか教えてください。

あわせてですが、養豚業の皆さんもほぼ配合飼料を使ってらっしゃいます。養豚の皆さんにも、それは自分たちで自主的に国内産で配合飼料になるやつを作らんですかという話をしたことがあるんですけども、現実的に言えば、それはとても費用対効果で考えれば無理だし、面積的にもとてもじゃないけど、養豚用の飼料を賄う広さというのは日本にはないという話だということです。つまり、ずっとこれはやっぱり輸入に頼らざるを得ない。何か画期的な発明があって、これを食べさせれば、配合飼料よりもいいですよみたいな、そういうのが何かあれば別ですけども、非常に厳しい環境だというふうに思っています。今は若干豚の値段がまだ高いという話があるということを伺いましたが、これは一過性のものかもしれない。いずれにしても、経営が非常に圧迫されているという状況には違いないわけですから、これまで、酪農であつたり様々な部分で、配合飼料の対策をやってきていただきましたが、豚には届いてません、養豚には。ぜひそこもお考えいただきたいというふうに思います。

以上です。

○西山宗孝委員長 それでは共済関係から。

○加藤団体支援課長 団体支援課でございます。

まず、収入保険の目標について御説明させていただきます。

まず、国のほうは、令和5年、今年の目標としまして、全国枠で10万経営体、こちらを目標にしております、現在、12月末の時点で8万7,000経営体となっております。そのうち、本県は3,540を目標にしております。で、今3,440経営体を超えたというところで、ほぼほぼ目標を達成しておるような状況です。

次に、検証、また評価ということですがけれども、こちらは、やはり収入保険の一番の有利な点が、つなぎの資金を、やはり被害があったということが見込めた段階で融資を受けられる、こちらのほうが非常に、農業者の方の評価が高いというところで考えております。

今委員から改正のほうを御指摘いただきました。こちらを御紹介させていただきますと、まず、今後の加入、令和6年からの改正ということを予定されておりますが、今後、甚大な気象災害による影響は緩和するというところで、被害があった年の基準収入額を9割程度まで見ていこうとかいいうところの緩和策、また、青色申告者、これは2年の申告実績がありますけれども、こちらを1年で加入できないか、まだ正式な通知はございませんが、例えば今年の1月から12月までの青色申告の実績でも、令和6年の収入保険から加入できるのではないかとこのところで議論がされてるやに聞いております。

また、3点目として積立方式、こちらのほうが非常に金額も、初年度、委員御指摘のとおり高いということもありましたが、この積立方式ではなくて、その9割まで保険のみでできるというところの制度設計、これは、積立てが一部ある部分も検討されてるやに聞いておりますけれども、そのあたりが今後示されて、令和6年に加入をしていくというようなところで考えられております。

また、県におきましても、積立ての部分、これは当然農業者の預り金として資産形成と

いうことにはなりますが、その部分の、もって将来の災害のリスクに備えるというところは非常に有利性もありますので、このあたりが何とかできないかということで、今農業近代化資金、こちらのほうをもう少し複数年で借り入れて返せるような仕組みにできないか、これは来年度制度化できないかということで、内部で今検討しておりますので、そのあたり、国の制度改正、また県の資金面の手当等も含めまして、今後制度を充実させていこうかと考えております。

また、こちらは料金の関係ですがけれども、国においては、本格的な料金設定の変更を令和6年度に検討されるということで予定されております。したがって、次の段階の農業共済を含めた支援策、こちらのほうにつきましては、やはり令和6年度に、前もって国のほうに制度改正をどういう形で行っていくのか、その動向を見て、次の支援策をどう打っていくべきか、こういったところを検討していきたいと思っております。

最後に、飼料の高騰分、これに対応するかということですが、収入保険は収穫保険という位置づけで、基準の収入金額の多寡でやはり判断しますので、一過性といいますか、瞬間的なこういった経費の高騰に直接的に対応するものではございませんが、影響を受けてその収入金額を下回った場合、これは当然対象になるということになっております。

団体支援課は以上です。

○池田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

前川委員から水田直接支払交付金のお尋ねがございました。

R9年度から、水張り機能を持たない水田については交付金の対象から外すというものでございます。

麦、大豆とか、畑作物の作付が定着している地域においては、今回の事業にもございま

すけれども、水稻を含めたブロックローテーションに取り組めないか、合意形成が図れば、引き続き交付対象水田として作付が可能でございますけれども、発言にもありましたように、飼料作物を引き続き連作していきたいという農家の意向があるのも承知しております。

で、飼料作をはじめ、畑作物の、もう実際畑作化に踏み切るといった場合には、今回の国が措置しました畑作支援、10アール当たり14万円とか、5年間で10アール当たり2万円を定着支援として交付するといった事業がございます。そういった事業を活用しながら取り組んでいただきたいという話でございますが、令和9年度以降は、飼料作物については、畑作の直接支払交付金もございませんで、要は交付金がゼロということになりまして、作付を取りやめる農家が出てくるということも想定されます。で、今現在地域の協議会を通じて説明に回っていただいておりますけれども、畑作化に——今、もう野菜あたりの高収益農作物については畑作化に踏み切るという話も聞いておりますが、大半の、今しっかり話を聞いている段階では、まだ決めかねているという状況でございます。しっかり地域で話し合っていたいただきたいというふうには思っておりますけれども、県としては、このような状況をしっかり伝えるとともに、特に飼料作物等々については、畜産サイドとも連携しながら、必要な支援策について国に提案してまいりたいというふうに考えております。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

今の水田活用に関連してですけれども、水田で飼料作を作る場合に、今畑作のほうで問題になっているのは、特に菊池地域で、トウモロコシの二期作で、もうほぼ水張りができない、今後作るとなればできないところだと思います。

二期作については、ほとんどが酪農家の餌として、ホールクロップサイレージという形で利用されているものですが、これについては、酪農経営にとっては非常に重要な飼料ということで、ここが、例えば水田の交付金がなくなることによって減少するということになれば、これは非常に酪農経営にとっては大きな損失になりますので、多分酪農家としては、ずっと作り続けていく、その交付金よりもその餌のほうが非常に重要なので、そういうこともあるので、そこはしっかり再生協議会とも、今後少なくとも減らないようにはやっていきたい。これについては、自給飼料の増産という意味でも、国に対しても何らかのことができないかというのは、同じように、農産園芸課と一緒にやっていきたいと思えます。

と、関連して、自給飼料の増産についてですけれども、今畑作については、トウモロコシのほぼホールクロップサイレージという形で利用されているということですが、自給飼料の中には、いろんな形で、例えば飼料米とか子実用のトウモロコシの一期作の分とか、これについては、水田での利用とか、子実用トウモロコシについてはブロックローテーションの中に組み入れて利用ができるというふうに思っていますので、こちらのほう、子実用トウモロコシも含めて、積極的に増産のほうに頑張っていたいただきたいということで、今回26ページに出してます耕畜連携飼料増産推進モデル事業でも支援をやっていこうというふうに考えてますので、これについては積極的に推進をしてまいりたいと思えます。

それと、委員のほうから質問があった今後自給飼料をどうやって増産していくのかということについては、今お話しした飼料のトウモロコシとか、または牧草ですね、水田の裏作のイタリアンとか、そういうのを増産、または輸入穀物の代替としての飼料米、子実用トウモロコシの利用の拡大、あと、コントラ

クターとかTMRセンター等の外部組織の利用ですね。それと放牧、また、そういうのの活用をさらに広げていくということで、これまで以上に推進をしていきたいというふうに思っています。

続けてよろしいですか。配合飼料の価格安定制度についてです。

配合飼料については、委員御指摘のとおり、非常に高騰して、さらにそれが高止まりしているということで、これについては、畜産経営を非常に圧迫しているというような状況になっております。

配合飼料の価格安定制度は、そもそも急激に上がるのを緩和するという制度なものですから、高止まりしたときには出なくなっていく、4月以降は非常に補填金が少なくなっていくものと考えてます。

こういう中、国のほうでは、第3四半期、10月—12月については、配合飼料に6,750円の特別支援を行っております。で、この1月—3月の第4四半期についても、同じように、何らかの形で特別支援を行うようにということを岸田首相からも指示があっているということを聞いてますので、第4四半期についても何らかの支援が行われるだろうというふうに思っております。

また、来年度については、国のほうでも、いろんな見直しの必要があるんだみたいな声大きいので、国のほうでしっかりと考えていただけるというふうに思っておりますので、その辺は県のほうからもいろいろ情報提供、情報収集等もやっていきたいというふうに思っています。

あと、養豚についてですけれども、養豚経営については、これは養鶏も一緒ですけれども、ほぼ100%穀物をやっているということで、今回の餌の高騰の影響を非常に受けているというふうには思っています。ただ、委員のほうからお話があったとおり、豚価については、例年になく、今年度は非常に高く推移

しているということで、豚の経営安定対策の中で、豚マルキンも措置されていますけれども、今のところ発動していないということで、全体としては、標準的な経営としては赤字まではいっていないものと思っております。ただ、非常に所得が圧迫されているということで、中には非常に厳しい農家もいらっしゃるというふうに思っています。

で、養豚に対する支援についてはないんじゃないかということですが、まず、6月補正で配合飼料の積立金の一部、これについては養豚も牛も同じように措置させていただいております。

それと、先ほどお話ししました国の配合飼料に対する特別支援についても、配合飼料については、一律、要件はありますけれども、豚のほうにも措置されているというふうに考えております。

ただし、豚については、3分の1程度の餌について、配合飼料以外の単味飼料も使われているというふうに認識しております。そこについての支援がなかなか行き渡っていないということはもう事実でございます。

ただ、単味飼料については、配合飼料も当然安く購入されて、無税で入ってくるものを利用されているということで、これは経営中の選択肢の一つというふうに理解しておりますけれども、今後、養豚の業界からは、国のほうに対して、その分も見てもらえないかという要望もあっているというふうには聞いておりますので、こちらについては、国のほうで何らかの形で支援がされるのかどうか、この辺についても情報収集を行っていききたいと思います。

畜産課は以上です。

○西山宗孝委員長 一応3課からお話ありましたけれども。

○前川収委員 すみません。簡単にいきま

す。

収入保険につきましては、まだ経過的なものだと思いますが、やっぱりさっきの積立金をどうやって低くしていけるかというのが加入促進に直接つながるというふうに思っています。見直しがあるわけですから、ぜひこういう実績の背景も言いながら、最初に言いましたとおり、加入しやすい制度にして普及を広げる、底辺を広げることによって制度が成り立つという、そういう形になっていけるように、今後もぜひ努力をしてもらえればというふうに思っています。

とてもいい制度なんで、この制度で、農家が厳しい——農家の場合は、収穫がいいときも悪いときも当然あるわけですから、悪いときや災害を受けたときに補填が来るという、そういう制度として、たくさん入っていただくことが大事なんで、ぜひそれを普及していただくように今後頑張ってください。

ぜひ熊本のケースも、97%の達成率が全国でどのくらいなのか、全国平均よりはるかに高いというのはもう数字でよく分かりますけれども。そういった部分を何で、どうやってやってきたのかなというふうに思いながら、補填金が効いたのかなというふうに私は率直に思っています、その辺のやっぱり制度としての、加入促進に対する有効性をしっかり示していけば、国の制度にも反映できるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひそのことはしっかり確立していけるように努力を続けていただければというふうに思います。

それから水田の話ですけれども、さっきも言いましたけれども、全体的には、自給飼料を作っていくという話がある中で、今度は水田に戻してくださいと言われてしまうのはとても苦しい部分だというふうに思っています、そもそも田んぼを活用しながら飼料を作れば補助金も来てたわけですね。それが消えるわけですから、既得権とまでは言いませんけれども、今までは制度として、田ん

ぼで飼料を作っていれば、水を張らなくても、ずっと補助金は、水田活用ということで来てたのが、令和9年以降はもう来なくなるということで、それだけでもやっぱりかなりマイナスということになると思います。

ぜひそのところの実情を話してもらいながら、制度を進めている部分と、それから緩めていただける部分と、そういったものも一緒に国に対して要望を出してください。現場の実情としての、畜産県としての実情をしっかりとってほしいと思います。

それから、田んぼか畑かというのは、地籍でいけば一律で農地でしょうけれども、資産価値としてはかなり違うんですね、やっぱり。一般的には田んぼが高いですよ。畑のほうが安い。それはやっぱり一般的に、我々の流通の世界における資産価値まで変わってくるということになると思いますが、そういうのは、背景の中に考えてあるのかなというふうにちょっと思いましたけれども。

土地改良の受益面積が減るわけでしょう、水田が畑になれば。そしたら土地改良の経営も大変になりますよ、今度は。賦課金が入らなくなるわけですから。

水路施設は今でもあるわけでしょう。災害で壊れたやつは、復旧しないままだったら、これは仕方ないけれども。そういったやっぱり日本の農業の伝統というんですかね、そういったものまで崩壊してしまうんじゃないかと、ちょっと心配をいたしておりますので、ぜひそのことまで踏まえて、また検討してみてください。国に対してもそういう矛盾点もはっきり言ってもらえればと思います。

最後は、配合飼料の話ですけれども、自給飼料をたくさん作っていくことは、さっきの話と矛盾するけれども、やらなきゃならないという話ではありますが、豚は、今おっしゃったように、大体どの県でもそのような状況だと思いますが、九州の中で、豚に対する補填をやっている県があるんです、単県で別途。

その県はできて何で熊本はできないんですかと聞かれると、私たちははたと止まってしまわなければならないということでもありますので、しっかり豚——もう経営が困ってるのは間違いないです、豚だって。その辺も考えていただければというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。

○西山宗孝委員長 ほかにございませんか。

○緒方勇二委員 26ページの畜産課にお尋ねいたしますが、先ほど水田の活用の中で、これは、耕畜連携、地域の農地を守るために非常に大切なことで、これを強化していくということを申されましたけれども、私一つ懸念していることがあるんですが、今そもそも、食用米とWCSの割合、私たちの地元の畜協だけが県1の畜協に合併してないんですね。去年の5月に臨時総会で否決になって、天草だけは入られました。

で、球磨畜協の市場には、常に600頭ぐらい出てます。

で、畜産農家の平均年齢はもう65歳以上だと思います。で、畜産農家を回りますと、やっぱり県1になればもうやめると。こうなりますと、今度WCSが非常に農地を守っている、水田のですね。そういうところが荒れる状態になってくる。耕種農家も困る。そして私たちのところは、田んぼダムのこともありまして、いろいろそういう取組が、これはとっても難しくなるんじゃないかなと。その辺の、まずは、WCSと食用米の割合、今後どう維持していくのか。県1の畜産農協になるならなるで、畜協が推進していることを支援はされてるんでしょうけれども、何か後押しになるようなことをしなきゃならないんじゃないかな。このモデル事業で強化していくとおっしゃいますが、耕種農家と畜産農家の、この集団に対する助成も考えられてるんでしょうけれども、非常に今後農地を守っていく

上で、耕畜連携というのはもう大変な大切なキーワードだと思いますし、ここをどう育んでいかれるのか、その辺のお考えをまず、この新たにコロナの対策でやられましたけれども、この辺何かお考えがあれば教えてください、しっかり。

○鬼塚畜産課長 WCSについては、熊本県は全国で1番ということで、現在約8,500ヘクタールぐらいの面積がございます。その中でも、球磨地域は、非常にWCS栽培が盛んなところということで認識してます。

WCSについては、交付金が相当あるということで、かなり耕種農家の方もありがたい、畜産農家も餌として非常に活用できるということでありがたいということで、これまでずっと面積を増やしてきたという経緯がございます。

で、今回新たに措置してますモデル事業につきましては、特に畜産農家だけでは、餌がもういっぱいいっぱい作れないというような声もあったということから、耕種サイドで餌をぜひ作っていただいて、それを畜産農家に供給していただきたいということがメインでございます。

1つは子実用トウモロコシの普及、もう1つは飼料米あたりを営農集団等でやっていただければということで措置しているということで、畜産農家は、それにプラス堆肥の利用ですね、当然WCSも含めてですけれども、堆肥を入れますので、そこをうまく耕種と畜産のほうで連携して循環するような形でやっていただきたいということで今回措置してますので、今後、先ほど言った子実用トウモロコシとか飼料米あたりが増えていくことを念頭に事業をつくってますので——これについては、特に、WCSを増やすということでは基本的にはないんですけれども、畜産と耕種農家が連携して自給飼料を作るための事業ということでお考えいただければと思います。



あと、球磨畜協の合併に伴うということですが、合併については、今また合併に向けて、畜協さんのほうでいろいろ座談会等されているということは承知しておりますけれども、そこは、それぞれの組織の意思決定がどうなるかということで、そこは注視していきたいと思っておりますけれども、いずれにしても、畜産農家が減ることになりますと、それはもちろん委員御指摘のとおり、WCSも減る可能性もあるということですので、今のところ——合併するのかしないのかも含めて、その後、農家戸数というのは、いずれにしても今も減ってますし、リタイアされている方もいらっしゃると思いますので、その分を若手の方が増頭等で吸収されている部分があると思いますので、生産基盤の強化を含めて、頭数の維持、増頭に向けて畜産課としては取り組んでいきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○緒方勇二委員 耕種農家にとっても非常にありがたいWCS、そして畜産農家の若手集団も増頭もしていられるでしょう。しかし、片方じゃ離農されていく。地域に細やかに耕畜連携されている畜産農家は多いんですよ。そういうところの農地が荒れていきますと、私たちは、非常に減災、防災の観点からしても、田んぼダムの取組も、これ心配なんです。で、片方じゃ耕種農家もソルゴーを作りたいとか、飼料用米も作りたいとかいろいろ言われます。そういうことも育んで当然されてるんだらうというふうに思ひますし、今後どうやって、やっぱり耕種農家も守り、農地を守り、農地を守れば集落機能も維持できるでしょう。そういうことをしっかり強化できるモデル事業になっていただきたい。

で、合併は、それは、意思決定はその畜産農協のことですけれども、皆さん、もう遠かどこまで持っていかなうですよとか、雨

の降る日、雪の降る日にと、こうおっしゃいますし、何がしかの支援があつてこうできるものならば続けていただきたい。

そして事業継承も、何か若手の畜産ヘルパーも大いにできるような制度もありますし、うまいこと事業継承ができていかぬもんかなあと思ったりもしますし、その辺も含め、トータルで、パッケージで何か支援できる、こういう耕畜連携の増産体制のモデル事業を構築していただければなと思ひますので、それは要望にします。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。——なければ、以上で前半グループの質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、約5分間休憩いたします。

11時8分頃から始めますので、よろしくお願ひします。

午前11時3分休憩

午前11時8分開議

○西山宗孝委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

後半グループ各課の付託議案等について、担当課から、資料に従い順次説明をお願ひします。

なお、委員会はインターネット中継が行われておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言をいただきますようお願ひします。

執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるため、着座のまま簡潔にお願ひします。

○青木農村計画課長 農村計画課でございます。

35ページをお願ひいたします。

令和4年度2月補正予算について御説明い

たします。

4段目の国営土地改良事業直轄負担金については、国営土地改良事業に係る県の負担金で、説明欄の1は、令和4年度事業費の確定に伴う減額、2は、令和4年度経済対策予算に対応する追加です。いずれも八代平野地区、宇城地区に係るものです。

説明欄の3は、八代平野地区で実施している直轄災害復旧事業についての起債計画の変更に伴い財源更正を行うものです。

36ページの1段目、債務負担行為の追加について、令和4年度に完了予定の国営土地改良事業、川辺川地区の県及び地元負担金を令和5年度から19年度の間に分割して支払うため、債務負担行為を設定するものです。

2段目の土地改良施設維持管理事業費については、12月補正予算で農業水利施設の電気料金高騰対策を新設したところですが、その後国の支援制度が新たに創設されたため、これを活用する分について減額を行うものです。

なお、国の支援制度に係る予算については、この後御説明する農地整備課予算として計上されております。

3段目の農業農村整備事業調査計画費については、説明欄の1にありますとおり、令和4年度事業費の確定に伴う減額、2にありますとおり、令和4年度経済対策予算として、防災重点農業用ため池の耐震性の調査を追加するものであります。

37ページをお願いします。

2段目の直轄海岸保全事業負担金については、直轄海岸事業に係る県の負担金で、説明欄の1で、令和4年度事業費の確定に伴う減額、2で、令和4年度経済対策予算に対応する追加を行うもので、いずれも玉名・横島地区、八代地区に係るものです。

農村計画課は以上です。

○永田農地整備課長 農地整備課でございま

す。

38ページをお願いします。

下から2段目の換地処分清算金については、農地の区画整理工事の換地処分に伴う精算金です。説明欄のとおり、事業費確定に伴う減でございます。

最下段の土地改良施設維持管理事業費については、土地改良施設が突発的に故障した際の対応経費で、これも事業費確定に伴う減でございます。

39ページをお願いします。

1段目の県営中山間地域総合整備事業費については、説明欄1は、国庫内示に伴う減、また、2については、国の経済対策に対応して、中山間地域における生産基盤を実施するものでございます。

最下段の農業生産基盤整備事業費については、説明欄の1及び下の2についてですが、いずれも国庫内示減に伴う減でございます。

3段目の海岸保全事業費については、説明欄のとおり、災害関連大規模漂着流木等処理対策事業費の事業費確定に伴う減でございます。

最下段の農地防災事業費については、説明欄のとおり、農村地域防災減災事業の国庫内示減に伴う減でございます。

41ページをお願いします。

1段目の単県農地防災施設管理費については、説明欄の2ですが、先ほど農村計画課が御説明した電気料金高騰対策に係る国の支援事業です。国の経済対策予算に関連して、農業水利施設の省エネ化、コスト削減に取り組む施設管理者に対し、電気代等の高騰分の助成を行うものでございます。

その下の債務負担行為の設定については、防災重点農業用ため池の管理を支援するため池サポートセンターの運営業務の委託に当たり、令和5年度当初から事業を実施するため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

3段目の県営農地等災害復旧費の債務負担行為の設定については、説明欄のとおり、大切畑ダム復旧工事の地盤や地下水の観測業務を4月1日から実施するための追加でございます。

農地整備課は以上です。

○吉住むらづくり課長 むらづくり課でございます。

42ページをお願いいたします。

上段中ほどの農村地域農政総合推進事業費の減額につきましては、説明欄の棚田地域振興推進事業の活用地域が見込みより減ったことによる事業費確定による減でございます。

その下、山村振興対策事業費の減額につきましては、説明欄の中山間地域等直接支払事業において、市町村での取組面積が確定いたしまして、国庫内示減による減額でございます。

下段の農作物対策費の説明欄1、鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業の減額は、国庫割当て内示を最後まで待ち、国庫内示減として、この時期に減額補正を毎年お願いしております。

2の令和4年度経済対策の減額は、12月補正の分の測量等が補助金の日程に合わなかった分の減額ということでございまして、この分は、その後準備が整いましたので、本年度の本予算の入札残を手当てしております。

次に、43ページをお願いいたします。

上段の農業構造改善事業費の減額は、説明欄の中山間モデル地区強化事業として、国庫事業の活用のため用意していた予算を減額するものでございます。

国が経済対策として出した中山間地域所得確保対策事業、R4経済対策分につきましては、中山間地におけるマーケットの動向調査や販売戦略の検討等、地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践に対する助成でございまして、これを受け入れるための予算でござ

います。

次に、下段の土地改良費の農地・水・環境保全向上対策事業費の減額は、説明欄の多面的機能支払いの取組面積と配分額が確定したことによる国庫内示減に伴う減額でございます。

むらづくり課は以上です。

○伊藤技術管理課長 技術管理課でございます。

44ページをお願いいたします。

3段目の地籍調査費ですけれども、説明欄1は、通常の前算分、2は、経済対策分の国庫内示減に伴う減額補正でございます。

次に、5段目のくまもと農地GIS利活用DX推進事業については、説明欄のとおり、事業費確定に伴う減になります。

6段目の債務負担行為の追加についてです。説明欄の総合評価方式事前登録業務は、総合評価方式による入札事務の効率化を図るため、事前に企業の実績等を審査してデータベース化するものです。

次に、45ページをお願いいたします。

1段目の債務負担行為の変更です。説明欄の積算基礎資材単価調査業務は、農林水産部が発注する公共工事の積算資料とするため建設資材の単価調査を行うもので、調査資材の追加に伴う変更になります。

両事業とも4月から取りかかるために、債務負担行為の設定を行うものです。

説明は以上でございます。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございます。

資料の46ページをお願いします。

4段目、森林整備地域活動支援交付金基金積立金につきましては、同基金を財源として森林施業の集約化を促進しようとする森林整備地域活動支援交付金事業に関しまして、過年度の支出に関する市町村からの交付金返還

及び同基金の運用利息確定に伴う増でございます。

47ページをお願いします。

2段目、国庫支出金返納金につきましては、同じく森林整備地域活動支援交付金事業に関しまして、過年度の支出に関する市町村からの交付金返還に伴う国庫支出金の返納を行うものでございます。

3段目、森林環境譲与税基金積立金につきましては、説明欄のとおり、事業執行及び運用利息の確定に伴う増となっております。

最下段、流域総合間伐対策事業費、説明欄1の間伐等森林整備促進対策事業は、木材需要に的確に対応するための間伐材の伐採、搬出や路網整備に対する助成事業ですが、国の経済対策を踏まえまして増額をするものです。

下のページ2段目、造林事業費につきましては、植栽、下刈り、間伐等の一連の造林事業に関して助成をする森林環境保全整備事業等について、説明欄のとおり、国庫の内示減や事業費確定に伴う減を行っております。

49ページをお願いします。

最下段、県有林処分事業費につきましては、説明欄のとおり、県有林の立木処分事業の事業費確定に伴う増であり、分収林の利払い額が例年を上回るものであったことから、分収権者へ支払う分収金に関して増額をお願いしております。

森林整備課の説明は以上です。

○廣田林業振興課長 林業振興課でございます。

50ページをお願いいたします。

下段の債務負担行為の追加につきましては、くまもと林業大学校を4月から運営するために必要な経費について債務負担をお願いするものでございます。

51ページをお願いいたします。

2段目の林産物振興指導費の特用林産物省

エネ機器緊急整備支援事業は、事業費の確定に伴う減額です。

3段目の特用林産産地化形成総合対策事業費のきのこの生産資材高騰対策事業は、国の経済対策補正予算を活用した新規事業で、生産資材の国産化及びコスト低減に取り組むエリンギやシイタケなどのキノコ生産者の菌床や種駒などの生産資材導入に対し助成するものです。

4段目の林業・木材産業振興施設等整備事業費の林業・木材産業生産性強化対策事業も国の経済対策補正予算を活用するもので、木材製品の国際競争力を強化するため、製材工場等の整備に要する経費を助成するものです。

最下段の林道事業費については、説明欄1の県営林道事業においては、国の内示減による減額を行うものです。

下の説明欄2の県営林道事業は、国の経済対策補正予算を活用し、林道開設に必要な測量設計等に要する経費です。

下から2段目の過年林道災害復旧費の過年林道災害復旧事業は、過年度の豪雨等により被災した林道の復旧を行う市町村への助成ですが、国道や県道などの他所管事業との調整等により、当該事業費が確定したことによる減額でございます。

なお、減額した予算につきましては、令和5年度以降の過年林道災害復旧事業で取り組むこととしております。

林業振興課は以上です。

○中尾森林保全課長 森林保全課でございます。

53ページをお願いします。

最下段に債務負担行為の追加をお願いしております。これは、森林ボランティア団体等に対し、ボランティア向けの研修や機材の貸出しなど総合的な活動支援を行う森づくりボランティアネットの運営の4月からの業務委

託でございます。

54ページをお願いします。

2段目の治山事業費は、県が山地災害の復旧や予防等の工事を行うものですが、説明欄1の治山事業、2の治山激甚災害対策特別緊急事業につきましては、ともに国庫内示減に伴う減でございます。

また、説明欄4は、2と同じ事業名で国の経済対策分を別途記載しておりますが、12月補正予算で要求して計上しておりましたが、このたび国からの内示の減があったことから減額するものです。

なお、内示減に該当する箇所は、来年度の当初予算で対応することとしております。

55ページをお願いします。

1段目の緊急治山事業費は、山地災害の発生直後から緊急な復旧工事を行うものですが、説明欄2の事業は、令和2年7月豪雨に係る事業費確定に伴う減額補正をお願いしております。

理由としては、令和4年度当初予算策定時に、最大40か所の未契約箇所を計上しておりましたが、予算策定以降年度末にかけて契約が進み、40か所中31か所が契約できました。このため、31か所に相当する予算がこの記載欄にある減額の12.8億円の大半でございます。

56ページをお願いします。

4段目の直轄災害復旧事業負担金は、令和2年7月豪雨に係る芦北地域の緊急治山事業を国の直轄代行でお願いしておりますが、芦北町の1か所で、令和4年の梅雨前線豪雨により、復旧中の一部が拡大崩壊し、工事費が増えたことから、県の負担金が増加したものです。

森林保全課は以上です。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

57ページをお願いします。

下から2段目、浅海増養殖振興事業費の説明欄1、赤潮対策養殖漁場調査支援事業で増額をお願いするものです。これは、国の補正予算により、昨年8月に発生したカレニアミキモトイ赤潮の被害を受けた養殖業者を支援する事業を活用して実施するもので、赤潮に強い、持続可能な養殖生産体制を構築するため、有害プランクトン分布調査に要する経費や漁場環境調査等を行う養殖業者に対して助成するものです。

最下段、水産物流通対策事業費の説明欄1、県産あさり「熊本モデル」周知業務ですが、これは、県産アサリが旬を迎え、4月から販売量が多くなることから、消費者に対して適正に流通、販売する熊本モデルの周知を行う必要があることから、債務負担行為の追加をお願いするものです。

下のページ、最下段、水産資源保護育成事業費の説明欄1、有明海・八代海再生事業ですが、これは、有明海沿岸4県が協調して取り組む有明海再生事業の国庫内示減に伴う事業費の確定による減額でございます。

また、下の水産動物種苗生産等水産振興業務ですが、これは、マダイ、ヒラメなどの放流用種苗の生産を委託するものです。令和5年度の当初から事業の実施が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

59ページをお願いします。

最下段、漁業取締費の説明欄2、漁業取締船代船建造事業ですが、減額をお願いしております。これは、新型コロナウイルス感染症の流行やウクライナ侵略の影響などにより、昨年の5月頃から資機材価格が急激に高騰し、代船建造に要する費用が大きく上昇したことから、建造を延期したことに伴い減額するものです。

補足説明ですが、下のページ、漁業取締船の代船建造についてです。

これまで、本県の海域、有明海、八代海、

天草灘の漁業取締りにおいては、「あそ」「ひご」「あまくさ」の3隻で行ってききましたが、下の右側、漁業取締船の概要のように、「ひご」は建造から26年、「あまくさ」が17年経過し、老朽化したことから、この2隻の代船として、今年度から2か年で高速船1隻の建造を予定していました。

しかし、今年度に入り、資機材の価格の急激な高騰により、建造費が約31%上昇し、現在高止まり状況にあることから、今年度からの着工を延期することとしております。

今後の対応ですが、下の今後の代船建造のスケジュールのように、「ひご」は令和6年3月に、「あまくさ」は令和8年3月に退役する予定です。そのため、今後の漁業取締り体制を維持、確保するためには、高速船2隻体制を維持していくことが必要となることから、令和8年3月から代船の就役ができるよう、令和6年度に代船建造に着手できるよう検討を進めてまいります。

水産振興課は以上です。

○植野漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

62ページをお願いします。

4段目の国庫支出金返納金は、海域漂流・海岸漂着物地域対策事業の過年度事業費確定に伴う国庫支出金の返納金です。

5段目の漁港関係港整備事業費は、水産物供給基盤機能保全事業費の国庫内示減に伴う減額補正です。

漁港漁場整備課は以上です。

○永田農地整備課長 農地整備課でございます。

ここからは条例等関係を御説明します。

65ページをお願いします。

県営土地改良事業の工事請負契約について、3件お諮りします。

まず、議案第23号、工事請負契約の締結に

ついてでございます。

工事名は、竜北地区農村地域防災減災事業（湛防）第18号工事他合併です。工事内容は、排水ポンプ設備製作据付工。工事場所は、八代郡水川町鹿野地内。工期は、契約締結の翌日から令和7年3月14日まで。契約金額は、11億8,799万9,956円です。契約の相手方は、株式会社荏原製作所九州支社。契約方法は、一般競争入札です。

67ページをお願いします。

議案第24号、工事請負契約の締結についてでございます。

工事名は、芦北管内地区県営災・工事費（過年）第16号工事他合併です。工事内容は、道路復旧工。令和2年7月豪雨の復旧でございます。工事場所は、葦北郡芦北町鶴木山地内。工期は、契約の翌日から令和6年9月30日まで。契約金額は、8億3,270万円です。契約の相手方は、佐藤・松下特定建設工事共同企業体。契約方法は、一般競争入札です。

69ページをお願いします。

議案第25号、工事請負契約の変更についてでございます。

平成31年2月議会において議決されました松の木堰地区農業水利施設保全合理化事業第11号工事の請負契約につきまして、工期、令和5年3月24日までを令和5年7月21日までに変更するものです。

事業の概要については70ページの2のとおりで、頭首工の更新整備です。

請負契約の変更理由については3番に記載しておりますが、河川切り回し等の仮設用地の農地復旧において、圧密沈下に伴う不同沈下が発生し、その収束に時間を要することによるものです。

農地整備課は以上です。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

71ページをお願いします。

議案第27号、専決処分の報告及び承認についてです。

県漁業取締船による衝突事故の和解及び損害賠償額の決定についてですが、72ページにより説明させていただきます。

事故の概要ですが、昨年10月5日に、天草市御所浦町の東約1.1キロメートル沖合の八代海で発生した衝突事故に伴うものです。

事故の当事者は漁業取締事務所の航海士で、相手方は個人の漁船所有者です。一番下の6、事故の状況ですが、漁業取締船「あそ」の漁業取締りの業務中、操業中の個人所有の漁船と衝突したもので、当該漁船の船橋構造物の亀裂を発生させ、アクリル製の船橋窓を破損させたものです。

4、過失割合のとおり、県の賠償責任が100%で、5、損害額及び損害賠償額のとおり、相手方の損害額の全額、16万8,158円を賠償するもので、2月6日に示談が成立しております。

事故の防止につきましては、これまでも、漁業取締りの航行中の監視、危険の予測と回避に努めているところですが、今後、これまで以上に事故防止の徹底に向けた取組を講じてまいります。

水産振興課は以上です。

○西山宗孝委員長 以上で後半グループの説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

なお、本日は先議の委員会でもありますので、付託議案を中心に、できるだけ簡潔に質疑応答をいただきますようお願いいたします。

それでは、質疑ございませんか。

○前川収委員 農地整備課のほうの中山間地

域の農業生産基盤整備事業についてであります。39ページですね。これは関連もいたしますけれども、後ほどまたお話しさせていただきます。棚田の中山間地域における農業基盤整備をやるとうとするときに、ここはなかなか障害があつて難しいということに直面をいたしております。

といいますのが、事業採択をするときに、必ずB/Cの話が出てくるんですね。で、B/Cの中で、分母の中に、まだ今でもそうでしょうけれども、埋蔵文化財の調査費が入っている。これはもう耕作者の意図じゃなくて、もともとあつたところでしょうから自然要件的な話の中で、埋蔵文化財の調査費が入ってしまえば、その調査費を受益者に負担していただくことはなくても、B/Cが基本的には成立しないと。調査費だけで何億円もかかることも場合によってはあるわけですね。ですから、そんなところは、今現在においては——多分これは改正されると思いますけれども、今現在においては、そういうことでできなくなってしまっているという、過去にもできなかったというところがある、これが1つです。

それと、もう1つは、B/Cを求められて、埋蔵文化財がなくても、今より生産性を上げなさいという話が必ずB/Cを成立させるために出てくるわけですね。生産性を上げろと言われても、中山間地域は、彼らがやる目的は、圃場整備をやる目的は、今圃場整備をやつとかないと、このまま農地は朽ちてしまいますと、耕作放棄になると。だから耕作放棄にならないように、いわゆる構造改善事業をやりたいと、圃場整備事業をやりたいというふうに思ってるんですね。それに生産性を上げろと言われても、整備することそのものが生産性を上げて、将来に向けて農地を守ることになるというふうにするのに、その要件はとても難しい要件になる。がばつと圃場整備をしてしまうと、それは畦畔に全部取ら

れてもう農地の面積は狭くなるから、そしてできなくなるわけですね、生産性は落ちちゃうわけですから。耕地の面積が減るわけですからね。

でもやっぱりしとかなないと、その後その農地は生かされない、多分。次に、もう簡単に言うと借り手がなくなるんですね。今は自分たちが耕作なさってらっしゃる。年齢は、もう御承知のとおりですよ、中山間地域のほうが平地よりもっと高齢化率が進んでいるわけでありますから、その皆さん方が、今度はもう自分たちは耕作はできないけれども、ちゃんと中山間地域の整備をしておきたいと。整備をしておくことによって、その農地が次の集約化の中で、集約化事業が入って、次の人たちの世代に引き継いでいけると、農地が活用されていけると。やらないと多分もうこのまま終わると。もう耕作放棄になるということで、そのB/Cの見方というのが、生産性の高い作物を植えてくださいとか、施設園芸をしてくださいとか言われたって、中山間地域でそう簡単ではないんですね。むしろ、しっかり農業を維持していくこと、農地を維持していくことの効果、そのことを数値化できないかなというふうに思ってます、そういう考え方はないんですかね。

○青木農村計画課長 農村計画課、青木でございます。

埋蔵文化財についてまず1つ御質問頂いたところでございます。

基本的に、埋蔵文化財の調査は、教育部門といいますか、文化財の管理部門のほうで負担すべきところでございますけれども、その予算にも限りがあるということで、やむを得ず土地改良事業を行う際に土地改良事業側で負担するところがあるところでございます。

その中で、今ちょっと御指摘あったのは、B/C、総費用の中に含めるのはいかがなもの

のかというところでございます、県としてもそこはちょっと問題意識を持っておりまして、国のほうに、制度の取扱いについて要望をしているところでございます。まだちょっと国のほうでどういう状況かというのはお答えは頂いてないんですけれども、前向きに検討していただいているというふうには伺っておりますので、また状況が分かりましたらお知らせさせていただきたいと思っております。

それからもう1つ、費用対効果の関係でございます、作物生産効果ばかりに着目するのはいかがなものかと、農地が維持されることの効果もしつかりと評価すべきではないかということでございます、それはまさにそのとおりでございます、我々としても、生産だけではなく、例えば、いわゆる多面的機能と言われるもの、水源を涵養するのですとか、農地以外の防災の効果、そういったものなるべく形状にして、正確にといいますか、正しい、その整備の価値というのを判断していきたいというふうには思っているところでございます。

一方で、今回、農業生産基盤整備の費用対効果ということではございますけれども、費用対効果を計るとともに、地域の農業について話し合っ、今後どうするかというのを話すいい機会にもなっているというところでございますので、ここはB/Cの観点ということが1つと、また、未来の地域農業を考える上でということで、必ず地域の営農については、地域で話し合っいただくことになってございますので、それも必要なことなのかなと思っております。

生産に関する効果と、それからそれ以外の効果、両方適切に見て、なるべく我々としても適切に農地が保全されて整備をしていくことが大事だと思っておりますので、そういった方針で引き続き臨んでまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。



○前川収委員 ぜひさっきのまずは埋蔵文化財の話ですね。これ、すごい面積が入っちゃうと一生できないですよ、圃場整備が。埋蔵文化財の調査費のほうが、工事費より高くなるというところもあるんです、現実には。それはあんたおかしいでしょうと。埋蔵文化財があることは所有者の責任じゃないですよ、もともとあったやつですからね。それを農業振興の妨げにするということは、やっぱり私はおかしいと思います。これは全国ですからね、全国の話ですから、どうぞ熊本から発信して、おかしいことは全国を変えていただければというふうに思っています。

それと、おっしゃったように、B/Cの見方はしっかりと、1対0以上というのは、基本的には分からなくはないんですけども、やらなければゼロになります。農地がなくなっちゃいます。要は、水田もなくなるし、棚田は全然田んぼじゃなくなるし、農地じゃなくなって、崩壊していくわけですね。そうなると、絶対に地域の環境にとってはマイナスですし、集落を維持していくという前提から考えても、非常に厳しいことになるわけですから、課長がおっしゃったようなことをきちっと制度化できればね。今はなかなか苦労するんです。課長が担当ならみんなできるかもしれないけれども、採択基準は多分国が見てくるわけですから、国にお帰りになったらぜひそのことは、しっかり——これは余談ですけどね、分かってもらいたいと思います。本当にそうなんですよ。中山間地域を守るというのは、生産性の向上だけが目的ではないということはどうにか加味していただき、B/Cというのを制度上要らなくしてほしいとは思いますが、要るのであれば、どうやってその数値を上げていくかという何か数値化していく基準をつくるということが必要だと思いますので、ぜひ熊本でモデルをつくってもらえればというふうに思います。

よろしく申し上げます。以上です。

○西山宗孝委員長 ほかに。

○緒方勇二委員 42ページのむらづくり課にお尋ねします。

農村地域農政総合推進事業と山村振興対策事業費、これは、事業利用減とか取組が減になって予算上げておられますが、当然先ほど青木課長からも言われましたが、棚田の持つ多面的機能の保全とか維持とか発揮とか、こういうものを考えましたときに、これは球磨村の事例ですけれども、これは被災した棚田がずっと続いています。荒れるに任せるわけにはいきません。棚田の持つ防災機能を発揮、維持していかなければならない上で、夢チャレンジ事業の豪雨枠で、棚田の持つ機能を広く考えていただく上で、棚田でキャンプをしたんですね。そしたら事業目的外ですと指摘を受けました。これは中山間地等の直接支払いからすると、目的外使用なのかもしれません。しかし、都市と農村の交流とか、関係人口の構築とか、棚田で米作りとか、いろんなことを考えますとね、やっぱりこういう事業費からも、それは生産性は合わぬかもしれぬけど、美しい景観の中にあって、減災、防災につながっている棚田の機能を都市住民にも担っていただきたいとか、そういう意味で取り組んだ事例であるにもかかわらず、事業目的外ですというふうな指摘を受けました。この辺も少し考えていただきたいなど、この部分は要望です。

それからもう1ついいですか、51ページ。

これ、特用林産物の省エネ機器緊急整備支援事業。これ、事業費確定に伴う減。それからその下、きのこの生産資材高騰対策、これも今度予算化されてますが、これは林業振興課から教えていただいて、私、キノコの生産、シイタケですね。これを包丁でずうっと切られてたんですね。何でこういうことされ

るんですかと聞いたら、これで乾燥しいたけに出すと、非常に取引価格が上がるということで、キロの2,000円ぐらいが6,000円とか7,000円ぐらいになるんでしょう。手間がかかるなあと思いつつですね。で、カッターがたしかあるんだろうと思つて、紹介を受けました、林業振興課から。で、少ない予算で、重油は3分の1幾らになる、そして取引価格が3倍ぐらいになる、まさに省エネだと思うんですね。で、こっちは事業費が減になっている、片方では新しくキノコの生産資材高騰対策。これは省エネのほうにつながってるんだらうと私は思いつつながら、この紹介をして広くですよ、学校給食等に引き合いが多いというふうに聞きましたので、やっぱりこれは大きく旗振っていただきたいなあと思うんですが、その辺のことを何か。この事業確定に伴う減とか、私は省エネにつながってるんだらうと思いつつけれども。その下の新しい部分、どのように今後、特用林産物を、特に燃料費が高騰して大変なんですよという話を聞いてましたので、この辺をどういうふうに進められるのか答弁をお願いします。

○廣田林業振興課長 林業振興課でございます。

まず、51ページ2段目の特用林産物省エネ機器緊急整備事業、これは6月補正で本年度予算要求をさせていただきましたけれども、主に乾燥機とか、林内作業車とか、あと、散水施設の設備を導入するものでございまして、今回減額になったものは、当初、50メートル程度の散水距離を見てらっしゃいましたが、水源地が遠くて、100メートルとか200メートルとかなり遠隔地から持ってこなきゃならないということで事業費が増大し、断念されたということで、今回事業費が確定したというのが減額の主な理由でございます。

それから、3段目のきのこの生産資材高騰

対策事業につきましては、キノコ生産する菌床栽培、もしくはその原木栽培する資材についての支援となっております、上段の施設整備とは違って、実際生産するための菌床でしたり種駒だったりというものの支援ということでございます。

あわせて、今後、その特用林産物の振興についてということでございますけれども、本県におきましても特用林産振興会というのがございまして、そこに対して、PRあるいは皆さんに食べていただくというような、その食のPR等も併せてさせていただいておりますので、林業振興課としては、特用産物をしっかり普及していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○緒方勇二委員 ぜひ一手間加えるだけで取引価格が3倍ほどになって、そして燃油も下げられるというそういう資材があるので、皆さん多分お知りにならないんだらうと思いつつよ。で、もうちょっとうるさいんですよ。役場と、そういう補助の生産性のことも言われるでしょうから、自前で購入されたけれども、おかげで非常に助かってますというお声も頂いているので、しっかりその辺は寄り添って広めていただければなと思います。要望です。

○西山宗孝委員長 ほかに。

○磯田毅委員 47ページですけれども、一番下の流域総合間伐対策事業費の中で、増額分の5億5,000数百万ですね。この内容について、用途別の木材需要に的確に対応することと、間伐をするということは、路網整備もありますけれども、以前私が、このやり方によっては災害につながるということで、防災上のやり方というのはされているんだらうかということと、ちょっと内容を詳しくち

よっと説明してもらえますか。

○笹木森林整備課長 御質問については、間伐のやり方ということについて、どういうふうな規定がされているのかというようなことであるとは思いますが、この事業については、間伐のやり方は、一般的なやり方になります。要は3割間伐するとか、そういう一般的なやり方なんですけれども。ただ、経済対策というようなことでやっております。出荷する先ですね、木材を出すということを目的とした間伐に特化して事業を組んでおります。なので、出荷先について、事業者、需要者の側と協定を組んで、間伐をするというような事業に対して支援をするというような内容になってございます。

以上でございます。

○磯田毅委員 経済的効果というだけで、その需要に合わせた間伐の仕方とかですということなんですけれども、そのやり方は、やっぱり防災上の観点から考えられた、そういう間伐のやり方、路網整備のやり方、こういったものを加味しながら経済効果を狙っていくというのは、もう今から先求められていくことだと思いますし、それが一つと、この用途別といった木材需要という、要するに需要に合わせた供給のやり方というのは、やはりこの防災上のほうの観点がちょっと抜けているような感じがして、そういった面での注意といいますか、そういったものは、少しはなされているんですか。

○笹木森林整備課長 防災に対してどういう配慮をされているのかという御指摘だと思います。

事業としましては、先ほど申しましたように、間伐として一般的な事項を規定しているものなんですけれども、県としましては、それに当たって、例えば、先般も林業の林地保

全のためのガイドラインなどをつくりまして、どういうところで、森林施業でどういうところが急傾斜地でだとか、どういうところで崩れやすくてだとか、そういうことを、今、そういうところでのそれぞれの森林施業のやり方について、留意点を皆様に周知しているところであります。事業体だったり森林所有者の方にですね。ですので、事業は事業としまして、間伐としてやるんですけども、内容のやり方ですね、やり方については別の部分で、例えばガイドラインなんかの周知をしたり、林業普及指導員も事業体を回って指導してしますので、そういうところで、災害に対して、我々当然そんなところは配慮しなくてよいということは全く思っておりませんので、やはり、災害のリスクを低減する森づくりということにつながるようには間伐を進めていきたいと考えております。

○磯田毅委員 ぜひそういった観点は、これからもっともっと強めていてもらいたいと思います。以上です。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○島田稔副委員長 水産振興課、資料の57ページです。

債務負担行為の追加があります。

アサリの偽装問題につきましては、昨年の6月定例会で、熊本県産あさりを守り育てる条例を制定して、偽装根絶とアサリの資源回復に向けて一生懸命取り組んでおられることだろうと思います。したがって、今後も——逮捕者が、何か偽装で、最近ニュースでちょっと見ましたけれども、こんなことがないように、今後もさらに偽装問題防止を徹底していただいて、熊本ブランドの品質向上に向けて取り組んでもらいたいというふうに考えてます。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

アサリの産地偽装問題につきましては、漁業団体と連携しまして、2月1日から出荷停止宣言をしております。それ以降、産地偽装アサリの一掃、それから徹底的な調査取締り、純粋な県産アサリの流通戦略、その三原則につきましては、産地偽装の根絶に向けた取組を進めてまいりました。

また、昨年7月には、県産あさりを守り育てる条例も施行されまして、漁場保全の改善、適正な流通、販売から、書面の備付け、各種施策に今現在取り組んでいるという状況でございます。

アサリの流通につきましては、出荷停止宣言後、県産アサリを適正に流通、販売する熊本モデルの構築に向け、漁場から認定工場、販売協力店で監視を行うとともに、各工程でのDNA検査を行っておりまして、これまで外国産アサリの混入は確認されていないという状況でございます。

また、あわせまして、県内各漁場でのアサリの資源回復へ向けた取組も進めております。昨年秋の調査におきましては、令和3年よりも多くの稚貝が確認されております。これらの稚貝を保護、育成していくことで、今後もより多くのアサリが漁獲できるよう、取組を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、県産アサリの信頼回復、ブランド力の向上に向けまして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○島田稔副委員長 了解です。

○西山宗孝委員長 いいですか。

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 以上で後半グループの説明が終わりましたので、ただいまから、本委

員会に付託されました議案第1号、第7号、第8号、第23号から第25号まで及び第27号について、一括して採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認め、一括して採決をいたします。

議案第1号外6件について、原案のとおり可決及び承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外6件は、原案のとおり可決及び承認することに決定いたしました。

次に、その他に入りますが、今定例会においては、3月に後議分の委員会もありますので、本日は、急を要する案件についてのみ質疑をお願いしたいと思います。

委員から何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 すみません、私から1つだけお願いがありまして、先ほど部長から、冒頭、部長から、水産関係、ノリの被害関係について相当お話いただきましてありがとうございました。

県から市、市から漁協へという形も取っておりますので、中には、せつかくのこの撤去作業は県が、処分は市が、市町村がということになっておりましたけれども、なかなか地元では、もう既に撤去した分はできないとかいう話まであっているようで、少し不安になりましたので、そこだけ確認させていただけますでしょうか。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

県におきましては、今回、1月24日の暴風が発生して以降、直ちに漁場の調査をしまして、現状に向けて確認をしております。そういった中で、各漁場に被災を受けましたノリ

の養殖支柱が倒壊状況にございまして、被災してそのまましておきますと、被害を受けたノリだけじゃなくて、それ以外のところにも疾病が広まりますし、あと、海域環境にも影響あるということで、そのノリ網の撤去について、関係市町、それと県と連携して取組を進めているところでして、今委員長からお話ありました施設につきましても、被災直後から、対応できるものとして、既存予算を使って対応していきたいと考えているところで

○西山宗孝委員長 はい、ありがとうございます。

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了しました。

最後に、陳情、要望書が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして第6回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午前11時57分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長